回　覧

平成２５年４月１日

子育て理想郷“ふじのくに”地域モデル事業

子育てファミリー住宅整備支援事業

平成25年度分受付中

町では、静岡県の**子育て理想郷“ふじのくに”地域モデル事業**を活用して、子育て環境の向上のため、**木造住宅の新築工事**や**増改築工事・リフォーム工事**に対して、補助金を交付します。

制　度　の　概　要

１．補助対象者

○　平成２５年４月１日現在で満１８歳未満の子どもがいる世帯、又は補助の申請時点で妊婦のいる世帯。

○　町内に住所を有し現に居住している者。（工事終了後、補助対象住宅に居住する意思をもって住民登録した者も対象）

○　住宅等の所有者及び居住者。（所有者が親・子の場合は可）

○　本人及び同一世帯員に町税等の滞納がない者。

○　本補助金は平成２３年度からとおして対象者１回のみの支給となります。

２．補助対象等

○　町内への木造住宅の新築工事。

○　町内の既存住宅の増改築工事・リフォーム工事。

○　５０万円以上の工事を対象。

○　平成２５年４月１日以後に町内業者と契約を締結し平成２６年３月３１日までに工事が終了。

区分	補助金の対象経費	補助率（額）
新築工事	木造住宅の新築工事に要する経費	補助対象経費１／２ （50 万円を限度）
増改築工事	既存住宅の増築工事、改築工事（住宅の一部を解体し造り替えること。）に要する経費	同上
リフォーム工事	既存住宅の機能や性能を維持向上させるため修繕、補修、模様替えに要する経費	同上

※　町が新設した「緊急経済対策住宅建築等助成制度」と併用できます。

※　本補助制度は、補助対象住宅１件につき１回のみの利用できます。

※　補助制度の適用を受けるには、申請書（各種書類を添付）提出していただきます。

※　補助制度の内容を十分にご確認（ご相談）のうえ申請してください。

※　補助金は予算の範囲となります。（申し込み多数の場合は先着順となります。）

リフォーム工事の補助対象工事一覧（例）

No.	対象	工　事　の　内　容	摘　　要
1	○	耐震補強・改修工事	
2	○	屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装など	
3	○	外壁・屋根、天井の断熱化工事	
4	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
5	○	壁紙や床の張替などの内装	
6	○	窓・ガラスの取付・交換（断熱改修など）	
7	○	室内の建具等の交換	
8	○	バルコニーの設置	
9	○	バリアフリー改修（手すり設置、段差解消、廊下幅の拡張等）	
10	○	風呂、台所、洗面台、トイレ等の水回り改修工事	
11	○	室内照明器具の設置	
12	△	エアコンの設置	壁埋込型であれば対象
13	○	コンセントの増設	
14	○	畳の取替（表替を含む）	
15	○	車庫・物置の設置及び増改築	
16	△	合併浄化槽の設置工事（新設は対象）	町の補助事業があるため、対象外
17	×	家庭電化製品の購入（設置・取付）	購入が主のため、対象外
18	△	室内カーテンの取付・取替（カーテンレールの取付）	内装工事と一体であれば対象
19	×	電話やインターネットの配線工事	対象外
20	×	造園・門扉、ブロック塀等の外構工事	住宅外のため、対象外
21	△	住宅の解体工事（全部・一部）	増改築・リフォーム工事と一体であれば対象
22	×	住宅用太陽光発電システムの設置	町の補助事業があるため、対象外
23	○	給湯設備機器の設置	
24	○	給水・ガス配管工事	
25	○	その他、町長が特に認める工事	

制度については、いくつかの条件があります。

相談日　月～金（土日祭日を除く）午前９時～午後５時

申し込み、お問合せは下記まで

河津町役場　保健福祉課

子育てファミリー住宅支援担当

電話　０５５８－３４－１９３７

回　覧

40 歳からの健診

平成 25 年 4 月

特定健診･大腸がん検診等のお知らせ

- 平成 25 年度の特定健診･がん検診(肺がん･大腸がん)を下記の日程で行います。
- 健診対象者の方は河津町国保加入者と後期高齢者医療保険加入者です。(後日通知を郵送します。)
- がん検診は加入保険を問わず受けることができます。

【1】 日　程

受付時間　１３：００～１５：００（１３：００～１４：００　・１４：００～１５：００に区分）
対 象 者　40歳～64歳（昭和 24 年 4 月 1 日から昭和 49 年 3 月 31 日まで生まれの方）

＊対象地区以外の日に受診することもできます。変更する場合は、町民生活課保険年金係までご連絡ください。

実施日		対象者	対　象　地　区		会場名
5 月	20 日 （月）	40～64 歳	梨本･泉奥原･川横･大鍋･小鍋 湯ヶ野･下佐ヶ野･天川･上佐ヶ野･筏場･大堰		保健福祉センター
	21 日 （火）		浜･沢田	笹原･田中	
	22 日 （水）		見高浜	長野･見高入谷	
	25 日 （土）		逆川・上峰･下峰	谷津･縄地	
11 月	10 日 （日）	40 歳以上	予備日（予約制）		

＊65 歳以上の方の健診は 9 月 25. 28. 30 日、10 月 1. 2. 3. 5. 7 日に予定しています。

【2】負担金

❑特定健診　【負担金１，０００円】

☞ 河津町国民健康保険加入者

●食事を摂取して血液検査を受けると血糖等の検査結果に変化があるため、なるべく昼食を食べずに受診してください。
●問診･身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査・診察をします。

❑大腸がん検診　【負担金３００円】　❑肺がん検診　【無　料】

☞ ４０歳以上の方

●大腸がん検診は２日間の便潜血反応検査をして問診票を添えて会場に持参してください。

❑Ｂ・Ｃ型肝炎ウイルス検診　【無　料】

☞ 本年度 40 歳・45 歳・50 歳・55 歳・60 歳・65 歳・70 歳になる方で、過去に肝炎ウイルス検査を受けていない方

●問診・血液検査をします。

◆ **胃がん検診も同時に受けたい方は総合健診日をご利用ください。**

＊４つの検診（特定健診＋肺がん検診＋大腸がん検診＋胃がん検診）を受ける方に限ります。

予約受付開始日　平成 25 年 5 月 21 日（火）　午前 8 時 30 分から　予約先☎３４－１９３２

【総合健診日】

実施日		対象者	受付時間	定員	会場名
6 月	2 日 （日）	40～64 歳	8 時～8 時 30 分	20 人	保健福祉センター
			8 時 30 分～9 時	20 人	
11 月	10 日 （日）		9 時～9 時 30 分	30 人	

特定健診・総合健診・人間ドックについて･････････････　町民生活課　保険年金係　☎　34－1932
がん検診･肝炎ウイルス検診について･････････････････　保健福祉課　健康係　☎　34－1937

いつまでも自立した生活を送れるように　　河津町介護予防事業

回覧

お年寄り手助け隊育成コース

隊員募集!!

開催日　　５月２８日・６月４日・１１日・１８日・２５日
７月２日・９日・１６日・２３日・３０日　　計１０回
毎週火曜　１０時～12 時（救急法を学ぶ日は３時間になります）

場所　　高齢者いきいきセンター（旧双葉幼稚園舎）

内容　　健康チェック、バランス運動、食事指導、お口の健康づくり、認知症予防
介護予防の大切さの講話、ボランティアのいろは、救急法
〔保健師・体力づくり支援士・栄養士・歯科衛生士・ボランティアコーディネータ
救急救命士が分かりやすくお教しえします。〕

対象者　　４０歳～概ね７５歳の方
(要介護認定を受けている方は除く)
(初心者の方も大歓迎！)

参加費　　無料

募集人員　　１０名程度
定員になり次第締切ります。

その他　　５月１７ 日（金）までにお申し込み下さい。
お問い合わせだけでもお気軽に！

教室風景

昨年度、町の運動教室には延1428 人の高齢者の参加がありました。参加者がより安全に、より楽しめるように、より元気になれるような、サポート役を募集します！

あなたの参加をお待ちしてます！

コース終了後は、お年寄り手助け隊として、主に町で行っている運動教室での講師の補助をお願いします。自分の年齢との上手な付き合い方を学ぶことはもちろん、人のためになる機会になりいきいきと輝いた生活につながると期待しています。

申込み先　　河津町保健福祉課（地域包括支援センター）

電話：34-1938

裏面もあります

いつまでも自立した生活を送るために　　河津町介護予防事業（運動機能向上）

回覧

はつらつ健康教室　すこやかコース　参加者募集中

開催日　５月９日・１６日・２３日・３０日
６月６日・１３日・２０日・２７日
７月４日・１１日・１８日・２５日

毎週木曜日 計１２回
午後１時から３時までの２時間。

場所　高齢者いきいきセンター（旧双葉幼稚園舎）　※希望者は送迎致します。

内容　健康チェック、バランス運動、食事指導、お口の健康づくり、認知症予防
〔保健師・体力づくり支援士・栄養士・歯科衛生士が分かりやすく教えます。〕

対象者　**６５歳～概ね７０歳代の方**　（要介護認定を受けている方は除く）

参加費　一日につき 250 円

募集人員　**若干名**　定員になり次第締切ります。

その他　４月３０ 日（火）までにお申し込み下さい。

申込み先　河津町保健福祉課（地域包括支援センター）電話：34-1938

昨年度すこやかコース参加者データ

年代割合

男女比

・60 代・70 代の若いうちから、運動に取り組んでいるとその後の健康も変わってきます。10 年先も元気でいたいなぁと思っている方！是非、ご参加下さい。
・加齢は皆にやってきます。**男性の参加もお待ちしています！**

河津町不妊治療費等助成事業のご案内（回覧）

町では、静岡県の「子育て理想郷“ふじのくに”地域モデル事業」を活用して不妊治療を受けた方に治療費の一部を助成します。
詳しいことは、河津町保健福祉課にお問い合わせください。

◇対象となる治療及び助成内容◇

助成の対象			助成率（額）
区　　分	診療区分	不妊治療等の対象経費	
一般不妊治療	診察・検査等	カウンセリング、問診、その他医師が必要と判断した診療、検査、治療及び投薬（院外処方を含む。）に要する経費並びに医療機関への通院に係る交通費（鉄道賃）のうち自己の負担となる経費。ただし、凍結された精子、卵子、受精胚の管理料、入院費、食事代、病衣代、文書料、その他県特定不妊治療助成制度で認める経費は対象外とする。	助成対象治療等に要した経費の１／２以内とする。ただし、１回の治療等当たり２万円、年間１０万円を限度とする。（治療等の回数に限度なし。）
	治療等	タイミング法指導、内服薬又は注射薬による薬剤治療、人工授精及び薬剤、医療機関への通院に係る交通費（鉄道賃）のうち自己の負担となる経費	
特定不妊治療（県が指定する医療機関及び都道府県が指定する医療機関に限る。ただし指定医療機関がその他の医療機関を指定した場合は対象とする。）	治療	体外受精及び顕微授精に要する経費のうち自己の負担となる経費	助成対象治療等に要した経費の１／２以内とする。ただし、県特定不妊治療助成制度を併用する場合は当該制度による助成額の残額を上限とする。 なお、１回の治療当たり１５万円を限度とする。（治療等の回数は年２回を限度とする。）
その他町長が特に必要と認める治療等		腹腔鏡手術、卵管鏡下卵管形成術、その他不妊治療等に特に必要な検査及び治療等に要する経費のうち自己の負担となる経費	一般不妊治療と同じ。

◇対象者◇

以下の全ての要件に該当している方が対象です。

（１）法律上夫婦であり、河津町内に住所を有している者（いずれか一方でも住所があれば可）

（２）夫婦に町税等の滞納がないこと

（３）医療保険法の被保険者又は被扶養者であること

◇申請期間◇

平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までに申請してください。

（平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日までに治療を受けたかたが対象です。）

◇申請に必要な書類◇

（１）不妊治療費等助成金交付申請書（様式第１号：保健福祉課にあります）

（２）夫及び妻の住民票の写し（住民票情報確認承諾書を提出いただければ必要ありません。）

（３） 夫及び妻の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書（外国籍を有する者にあっては婚姻の事実が証明されている書類）

（４）不妊治療等であることを医療機関が証明した書類

（５）不妊治療等を受けた医療機関等発行の領収書（原本）

（６）県特定不妊治療で県助成金を受けている場合は、県助成金の金額を確認できる書類

◇相談・申請窓口◇

河津町保健福祉課

〒４１３－０５９５　賀茂郡河津町田中２１２－２

電話番号　０５５８－３４－１９３７

☆県特定不妊治療費補助金相談窓口☆

賀茂健康福祉センター

〒４１３－０５１６　下田市中５３１－１

電話番号　０５５８－２４－２０５５

回　覧

平成２５年４月１７日

自衛隊協力会員　　様

河津町自衛隊協力会長

平成２５年度会費の納入について(依頼)

日頃より、自衛隊協力会の事業にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

さて昨年度は、多数の世帯より自衛隊協力会費納入のご協力を頂き、主な支出としては総合火力演習など自衛隊主催のイベントへの見学会実施や、防災訓練など隊員激励に支出させていただきました。

本年度につきましても、１世帯３００円の自衛隊協力会費の納入をご協力下さいますようお願い申し上げます。

回　覧

平成25年度河津町社会福祉協議会
会員加入並びに会費納入のお願い

町民の皆様には、平素より本会の活動にご理解ご協力を頂き感謝申し上げます。

さて、本会では近年の複雑多様な福祉課題の解決と、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの実現のために、高齢者、障害児者、母子父子家庭等の福祉向上、並びに児童青少年の健全育成のための活動をはじめ、日常の困りごとの解決、ボランティア活動の育成・援助、共同募金運動、その他各種介護保険サービス事業や委託事業にも取り組んでおります。

今後も、地域福祉の担い手として、関係機関・団体と連携し活動を進めてまいりますが、これには皆様のご理解ご協力そして活動への参加があって成果が期待されるものであり、ついては本会会員としてご加入頂きますようお願い申し上げる次第です。

会員には下記のとおり「普通会員」、「特別会員」の２種類があり、ご加入にあたって会費をご負担して頂くことになります。これは、自主財源の確保と共に、皆様が地域の福祉を支える一員となり、様々な福祉活動を資金面で援助して頂くという意味を持っております。どうか、この趣旨にご賛同頂き、会員加入へのご協力をお願い申し上げます。

記

◎普通会員（世帯・団体等）　会費１口（年額）　３００円

◎特別会員（個人・団体等）　会費１口（年額）　2,０００円

平成２５年４月

河津町社会福祉協議会
会 長　岩 井 民 夫